

兵庫韓商NEWS

～IoTの全容を知りビジネスに活かす～

IoT徹底解説～基礎知識から導入事例まで

あらゆるモノがインターネットで繋がる「Internet of Things」(通称: IoT)は作業効率の向上や新サービスの提供などビジネスや生活に大きな変化をもたらしています。セミナーではIoTの概念や機能などの基礎知識をはじめ、実際のビジネスや企業活動の中でどの様な役割を發揮しているのかなど具体事例を通じて学びます。

○日 時：3／2（木）14：00～16：00

○会 場：神戸商工会議所 3F

神戸市中央区港島中町6-1

ポートライナー市民広場駅5分

○主内容：①IoTとは、②IoT活用の6つの型、③IoT活用の要諦・気を付けるべき点、他

講師：(株)チェンジ 高橋範光執行役員

○参加費：無料（定員80名）

【お問合せ・お申込み】神戸商工会議所産業部

TEL: 078-303-5806

～KOTRA大阪主催～

韓国「蔚山」「昌原」合同ビジネス商談会

KOTRA（大韓貿易投資振興公社）大阪貿易館では韓国の蔚山市・昌原市を所在とする企業を大阪に招請し、パートナー企業とマッチングするためのビジネス商談会を開催します。

○日 時：3／14（火）10：00～17：00

○会 場：シティプラザ大阪 4F

大阪市中央区本町橋2-31

地下鉄「堺筋本町」6分、「谷町4丁目」7分

○企業数：約20社

*機械部品、プラント設備、自動車部品、建設機械、防火部品、油圧機器など

○支援策：①参加費支援、②通訳支援、③個別商談斡旋等

【お問合せ・お申込み】KOTRA大阪（担当：カン）

TEL: 06-6262-8023 E-MAIL: jin28go@kotra.or.jp

2016年度（平成28年分）所得税・消費税

確定申告の相談・受付は韓国商工会議所へ

■開催日 ※受付時間) 10：00～17：00

《兵庫韓商での受付》

2/24（金） 2/25（土） 2/28（火）

3/3（金） 3/6（月） 3/8（水）

3/10（金）

2/24（金）は民団西宮支部で受付。

《尼崎韓商での受付》

2月：月～金 3月：毎日（土・日は午後のみ）

《備考》

混雑が予想されますので事前にご連絡下さい。

■お問合せ・お申込み

兵庫韓商 Tel 078-646-9611

尼崎韓商 Tel 06-6482-2491

一般社団法人 在日韓国商工会議所 兵庫

〒653-0031 神戸市長田区西尻池町2-4-30

TEL(078)646-9611 FAX(078)646-9612

E-mail:hyogo@kccj.org

URL :http://www.hyogokccj.org/

【第226号-1】

2017.2.22

～在大阪・神戸米国総領事館等主催～

アメリカ・ビジネスセミナー

和食・クールジャパンブームや健康志向の高まりなどを追い風に、米国の“食”関連市場への日本企業の進出が進んでいます。米国進出企業の事例発表とともに米国進出に関する各種支援策についてのセミナーです。

○日 時：3／1（水）13：30～17：00

○会 場：ANAクラウンプラザ神戸 9F

神戸市中央区北野町1

新幹線・地下鉄新神戸駅直結

○主 催：在大阪・神戸米国総領事館、兵庫県、(公財)ひょうご産業活性化センター

○主内容：①企業による事例発表

・コストコ事業紹介および最近の米国食品業界・市場動向について

講師）コストコホールセールジャパン㈱ケン・テリオ代表

・マルカン酢の海外事業展開

講師）マルカン酢㈱ 笹田傳左衛門社長

②米国進出にあたっての各種支援

・米国食品市場の基礎知識

・連邦政府の対米投資支援について

・ひょうご・神戸国際ビジネススクエア支援策

③ネットワーキング

○参加費：無料（定員100名）

【お問合せ・お申込み】ひょうご海外ビジネスセンター

TEL: 078-271-8402 E-mail: info@hyogo-kaigai.jp

【お知らせ】

○本会議所の白承豪監事（弁護士、神戸セジョン外国法共同事業法律事務所）が兵庫県弁護士会の2017年度の会長に選出されました。弁護士会の会長に外国籍者が就任するのは初めての事です。任期は4月1日から1年間です。

～おめでとうございます～

■申告に必要なもの

○所得税・消費税の申告書 ○印鑑（認印）

○収入・支出の分かるもの（帳簿・請求書等）

○生命保険・地震保険・長期損害保険の課税控除証明書

○国民年金に加入の方は国民年金保険料控除証明書

○医療費の領収書（年間10万円以上）

○ご家族にパート・アルバイト等の収入がある場合は、その金額が分かるもの

○下記に該当する方は別途資料が必要となります。事前にご連絡下さい。

・土地・建物を売却または購入された方

・生命保険・簡易保険等の満期金を受領された方

高龍弘社会保険労務士の中小企業経営者のための労働経済学(1)

コ・ヨンホン

～2017年春闘の動向から考える～

今年もまた春闘が始まりました。「官製春闘」になって久しいのですが、1月5日に行われた経済団体の新年パーティーで、安倍晋三首相は「少なくとも昨年並みの水準の賃上げと、4年連続のベースアップをお願いしたい」と要請しました。パーティーの最中にインタビューを受けた企業トップらも、ベースアップ(ペア)か賞与等の年収アップかで違いはあっても、例外なく「賃上げ」を表明していました。前日、東証1部上場企業の株価の約9割が全面高となり、新年早々好スタートを切ったのも追い風だったのでしょうか。

しかしその翌日、トランプ米次期大統領(当時)が「トヨタがメキシコに工場を建てれば高い関税をかける」と発言し、日本経済界に激震が走りました。日本の自動車産業は、対米輸出の3割を占めています。経済紙を眺めれば一目瞭然ですが、鉄鋼などの素材、ガソリン、道路や橋、タイヤ、カーナビ等の電子機器など、日本の産業は自動車と密接につながっています。トランプ大統領の就任は、日本経済の先行きが不透明なことを改めて浮き彫りにしました。経営者は、不景気でも給与を上げざるを得ないペアよりも、賞与などで柔軟に対応できる方を好みます。トランプ政権誕生でその傾向は一段と強くなり、2月2日、中小企業が多く加盟する日本商工会議所の三村明夫会頭は、春闘方針を「ペアではなく賃金総額で」と表明しました。

■所定労働時間について

昨年大きな話題を呼んだ電通の過労死事件のため、経済界は賃上げ以上に長時間労働が大きな問題になっています。「団塊の世代」は70歳代に突入し、いよいよ労働力不足が深刻となってきたにも関わらず、日本は長時間労働の是正に取り組まなければならないのです。そのような中で、「味の素ゼネラルフーズ」の取り組みが注目されています。味の素は今年の

春闘で1日の所定労働時間を現在の7時間35分から7時間に短縮することを方針にしました。労働時間が短縮されても賃金は下げないため、「実質2千円のベースアップ」だと報じられています。

しかしながら、多くの中小・零細企業にとって、この味の素の方針も「別次元の話」のようです。私の取引先でも、人材確保に困っている会社が多いのが現状で、そもそも「所定労働時間」など定めていない会社も結構あります。

所定労働時間とは、会社が定める労働時間です。これは労働法の範囲内で定めなければなりません。労働法では1日8時間、週40時間(小規模小売業等は44時間)とされています。1年は約52週間ですので、52週×40時間で年間最大2080時間となります。これを12ヶ月で割ると月平均173時間(小数点以下切捨)となります。この範囲内、例えば1日を8時間と定めると月平均173時間÷1日8時間で月平均の労働日数は21~22日となります。実際の職場では土日祝や盆暮などで休みが多いため、所定労働時間はもっと短くなります。中小・零細企業では、このような労働時間の「初期設定」である所定労働時間が定められていないケースが多いのです。仮に月給25万(住宅手当等を除く)、労働時間を最大の月173時間の社員の場合、25万÷173で時間単価は約1,445円になってしまいます。月173時間を超えた労働が残業扱いになるため、膨大な超勤手当が発生する恐れがあるのです。中小・零細企業にとって、味の素の方針など「夢のまた夢」状態と言えるでしょう。

日々の業務に追われてなかなか踏み込めませんが、私たち中小零細企業も社会・経済の流れを捉え、人事制度の改善に取り組まなければならないでしょう。今回の連載が、その一助になればと願っています。

法律・税務・経営・建築・労務管理等『無料相談窓口』のご利を
～神戸・尼崎・姫路地域で開催。同胞専門家がサポートします～相談料
無料

○3月～5月の開催日

- ・3／1 (水) 16:00～18:00 民団西播支部
- ・4／5 (水) " 兵庫韓商
- ・5／10 (水) " 民団尼崎支部

○相談料：無料

○備考：国籍は問いません。事前にご予約下さい。

○相談内容

- ・法律・税務・経営・建築問題全般
- ・会社設立・入管関連書類作成、各種許認可権の取得問題
- ・労働・社会保険・労働法律・年金問題全般など

【お問合せ・お申込み】兵庫韓商事務局

TEL) 078-646-9611 E-mail) kim33@kccj.org

【企業広告】

企業業務を全面的にバックアップします！

《業務内容》

- 公的助成金・給付金の支給申請
- 各種書類の作成・代理代行
- 人事労務の管理・改善・アドバイス
- 年金問題などのご相談、他

【お気軽にご相談下さい】

社労士事務所 アジール

社会保険労務士 高 龍 弘 【兵庫韓商専門家委員会委員長】
コ ヨン ホン 【兵庫県社労士会神戸東支部副支部長】

〒657-0052 神戸市灘区神前町2-5-18

TEL) 078-862-3347 FAX) 078-862-3349

E-mail) asylky@yahoo.co.jp